愛知県住生活基本計画(案)からの主な変更点について

・						
変更箇所		変更案	原案	変更の趣旨		
的第	3 計画の位置	・・・また、本計画は、「政策指針 2010-2015」を受け	・・・また、本計画は、「政策指針 2010-2015」を受け	マニフェスト工程		
章	づけ	つつ、平成 23 年 <u>10 月</u> に策定 <u>した</u> 知事のマニフェス	つつ、平成 23 年 <u>度</u> に策定 <u>予定の</u> 知事のマニフェス	表の公表(平成 23		
計画の背	⟨P2⟩	ト工程表を <u>踏まえた</u> 形でこれらにおける住まい・まち	ト工程表を <u>先取りする</u> 形でこれらにおける住まい・ま	年 10 月 31 日)		
		づくり分野の具体的な方針を定める個別計画であ	ちづくり分野の具体的な方針を定める個別計画であ	に伴う時点修正。		
背景と目		り、公的賃貸住宅やその他県内の住宅に関連する	り、公的賃貸住宅やその他県内の住宅に関連する			
		各種計画の上位計画になるものです。	各種計画の上位計画になるものです。			
りの基本的な方針 第3章 住まい・t	2 取組の視点	2 取組の視点	2 取組の視点	この項目で何につ		
	⟨P24⟩	将来像の実現に向けて、以下の 4 つの視点から	(1)住まい手重視の住まい・まちづくり	いて記載している		
		住まい・まちづくりに取り組んでいきます。	個々の施策が住まい手の二一ズに的確に・・・	かをよりわかりや		
		(1)住まい手重視の住まい・まちづくり		すくするために追		
・まちづ		個々の施策が住まい手のニーズに的確に・・・		記。		
<				【パブコメ意見 11】		
第4章 住まい・まちご	2 目標達成の	〇密集市街地の解消	〇密集市街地の解消	・地区特性を踏ま		
	ための施策の方	木造老朽建築物が密集する市街地において、 <u>地</u>	木造老朽建築物が密集する市街地において、建	えた柔軟な整備の		
	向	区の特性に応じ、建物の耐震性向上とともに、防火	物の耐震性向上とともに、防火性能の向上、適切な	視点をよりわかり		
	【目標1】	性能の向上、適切な空地の確保、狭あい道路の解	空地の確保などにより、地域全体の防災性を向上さ	やすく記述。		
	〈P31〉	消などにより、地域全体の防災性を向上させる事業	せる事業を推進します。	・よりわかりやす		
1 %		を推進します。		く例示を追記。		
 の 				【パブコメ意見 24,25】		
まちづくりの目標と施策の展開	2 目標達成の	○被災後の速やかな住宅復興に関する取組	○被災後の速やかな住宅復興に関する取組	住宅復興計画の記		
	ための施策の方	被災者の生活安定や、震災後の迅速な復旧・復	被災者の生活安定や、震災後の迅速な復旧・復	述を追加。		
	白	興を図るため、民間住宅の借り上げを含む応急仮	興を図るため、応急仮設住宅の建設・管理や民間	【パブコメ意見 23】		
用	【目標1】	設住宅や復興住宅の供給、住宅再建支援策などの	住宅の借り上げ、住宅再建支援などの住空間の確			
	⟨P31⟩	住宅復興計画及び被災市街地における建築制限な	保と被災市街地における建築制限など、復興都市			
		どの復興都市計画に関する事前の取組を進めま	計画に関する事前の取組を進めます。			
		す。				

変更箇所		変更案	原案	変更の趣旨
第4章 住まい・まち	2 目標達成の	O人にやさしい街づくりの推進 O人にやさしい街づ	くりの推進に関する条例に基づ	条例に基づく整備
	ための施策の方	多数の利用者が見込まれる施設を整備する場合 < <u><整備基準の徹底</u>		基準の徹底だけで
	向	には、高齢者、障害者等の円滑な利用ができるよ 多数の利用者が	見込まれる施設を新たに整備す	なく、望ましい整
	【目標7】	う、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に る場合には、高齢者	る場合には、高齢者、障害者等の円滑な利用を可	
	⟨P43⟩	基づく届出に対する指導・助言の実施や望ましい整 能とする整備基準に	能とする整備基準に従った施設整備が行われるよ	
まちづくり		備基準の普及、意見聴取の機会拡大などにより人う、人にやさしい街	う、人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基	
		<u>にやさしい街づくりを推進します。</u> づく届出の審査と、	づく届出の審査と、必要に応じた指導・助言を徹底	
標		<u>します。</u>		【パブコメ意見 51】
の目標と施策の展開	2 目標達成の	【成果指標】 【成果指標】		現状値として直近
	ための施策の方			の2010年度の値
開	向	指標 現状値 目標値 指標	現状値目標値	を採用。
	【目標8】	●公営住宅の適切 6万戸 日 ●公営住宅の適切 6万戸 日 日 ●公営住宅の適切 5,560 戸 6万戸 5,560 戸 6万戸 な供給	29,851 戸 6 万戸	
	⟨P47⟩	・計画期間中の公営住	$(2006\sim2010 \mid (2011\sim2020 \mid$	
		宅募集戸数 年度の10年間) 宅募集戸数	年度累計) 年度の10年間)	
供 第 5 章	2 住宅の供給	住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域 住宅の供給及び住宅地の供給を重	重点供給地域の名称 地区面積 事業手法	・市町村への照会
を章	及び住宅地の供	区 名 番号 名称 区域 面積 事業手法 (ha) 和市計 都市計 (ha)	ケーン指定 都心共同 中田地区 約26ha 区画整理・住市総 中田地区 約1ha 再開発	の結果、
点住的名	給を重点的に図	日 日 日 座 部 10 年 日 年 日 座 部 10 年 日 座 第 1 日 市 日 屋 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年	屋橋東地区 約1ha 再開発 5屋既成市街地区 ゾーン指定 都心共同	増 1地区
にの供	るべき地域	市 ・重点供給地域N1~3の地区 計 ・商業地域で容積率 800%または	約2ha 再開発 重台地区 約100ha 公的住宅·住市総 曾根地区 約30ha 区画整理·住市総	減 12地区。
る等	⟨P50~54⟩	区 - 臨港地区 18 打	比団地地区 約4ha 公的住宅 遠団地地区 約3ha 公的住宅 ち屋西部地区 ゾーン指定 都心共同	・「区域」欄の追加。
供給を重点的に図るべき地域第5章 住宅の供給等及び住宅		・都市計画公園 N9 千 N1 筒井地区 筒井土地区画整理事業区域及び 26 区画整理・	音寺地区 約43ha 区画整理 田団地地区 約10ha 公的住宅	
宅		N2 大井町地区 大井町1番南市街地再開発事業区 1 再開発 N12 下	屋新田地区 約148ha 区画整理 之一色地区 約2ha 区画整理 ち屋東部地区 ゾーン指定 都心共同	
地 の	(※:原案・変更案と も一部分のみの記載)		第地区 約10ha 区画整理	